

●東京都告示第七百三十九号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、(仮称)東京港臨港道路中防内五号線、中防外五号線及び中防外三号線道路建設計画について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛添 要一

一 事業段階関係地域の範囲

港区 台場一丁目及び台場二丁目の区域

江東区 青海一丁目、青海二丁目、青海三丁目、青海四丁目、新木場一丁目、新木場三丁目、新木場四丁目、夢の島三丁目、若洲一丁目、若洲二丁目及び若洲三丁目の区域

大田区 城南島一丁目、城南島二丁目、城南島三丁目、城南島四丁目及び城南島五丁目の区域
所属未定 中央防波堤内側埋立地、中央防波堤外側埋立地及び新海面処分場埋立地の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 舛添 要一

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 対象事業の名称及び種類

(仮称)東京港臨港道路中防内五号線、中防外五号線及び中防外三号線道路建設計画

道路の新設

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央防波堤内側埋立地を起点とし、中央防波堤外側埋立地を終点とする延長約一・六キロメートルの区間において、四車線の臨港道路を新設するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、景観及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十七年四月十三日から同年五月十二日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 大田区環境清掃部環境・地球温暖化対策課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年五月二十七日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は表(1)～(5)に示すとおりである。

表(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
【工事の施行中】	<p>(1) 建設機械の稼働 (陸上) による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素 (NO₂) の日平均値の年間 98%値は 0.0589ppm と予測され、環境基準値 (0.06ppm) 以下となる。 浮遊粒子状物質 (SPM) の日平均値の年間 2%除外値は 0.060mg/m³ と予測され、環境基準値 (0.10mg/m³) 以下となる。</p> <p>(2) 建設機械の稼働 (陸上) による二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄の大気中における濃度 二酸化窒素 (NO₂) の日平均値の年間 98%値は 0.0559ppm と予測され、環境基準値 (0.06ppm) 以下となる。 浮遊粒子状物質 (SPM) の日平均値の年間 2%除外値は 0.059mg/m³ と予測され、環境基準値 (0.10mg/m³) 以下となる。 二酸化硫黄 (SO₂) の日平均値の年間 2%除外値は 0.026ppm と予測され、環境基準値 (0.04ppm) 以下となる。</p> <p>(3) 工事用車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素 (NO₂) の日平均値の年間 98%値は 0.050～0.051ppm と予測され、環境基準値 (0.06ppm) 以下となる。 浮遊粒子状物質 (SPM) の日平均値の年間 2%除外値は 0.058mg/m³ と予測され、環境基準値 (0.10mg/m³) 以下となる。</p>
大気汚染	<p>【工事の完了後】</p> <p>(1) 自動車の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素 (NO₂) の日平均値の年間 98%値は 0.050～0.051ppm と予測され、環境基準値 (0.06ppm) 以下となる。 浮遊粒子状物質 (SPM) の日平均値の年間 2%除外値は 0.058mg/m³ と予測され、環境基準値 (0.10mg/m³) 以下となる。</p>

表(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
騒音・振動	<p>【工事の施行中】</p> <p>(1) 建設機械の稼働 (陸上) による建設作業の騒音レベル 建設作業の騒音レベルは、敷地境界付近において、鋼橋架設工事時に最大 92dB であり、報告基準値 (80dB) を超過する。 計画道路及びその周辺は、「環境確保条例」に基づく報告基準の適用除外区域であるが、工事の実施にあたっては、建設機械による騒音の影響を低減するため、事前に作業手順・工程を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、低騒音型建設機械の使用などにより、影響低減に努める。</p> <p>(2) 建設機械の稼働 (陸上) による建設作業の振動レベル 建設作業の振動レベルは、敷地境界付近において、鋼大板工事時に最大 64dB であり、報告基準値 (70dB) 以下となる。 計画道路及びその周辺は、「環境確保条例」に基づく報告基準の適用除外区域であるが、工事の実施にあたっては、建設機械による振動の影響を低減するため、事前に作業手順・工程を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、低振動型建設機械の使用などにより、影響低減に努める。</p> <p>(3) 工事用車両の走行による道路交通騒音レベル 工事用車両の走行による騒音レベルは、No.1 (お台場) において、69dB、No.2 (若洲) 地点において 67dB であり、環境基準値 (昼間 70dB) 以下となる。No.3 (城南島) 地点において 72dB であり、環境基準値 (昼間 70dB) を超過する。 なお、No.3 は現地調査結果で既に環境基準値を超過しており、工事用車両走行による騒音レベルの増加分は 0dB であるが、工事の施行中において適切な環境保全措置 (153 頁参照) を実施することにより、自動車の走行による騒音に及ぼす影響の低減に努める。</p> <p>(4) 工事用車両の走行による道路交通振動レベル 工事用車両の走行による振動レベルは、No.1 (お台場) 地点において 36dB、No.2 (若洲) 地点において 47dB であり、規制基準値 (昼間 60dB) を下回る。No.3 (城南島) 地点において 50dB であり、規制基準値 (昼間 65dB) を下回る。 なお、工事用車両走行による振動レベルの増加分は 0dB である。</p> <p>【工事の完了後】</p> <p>(1) 自動車の走行による道路交通騒音レベル 開通車両の走行による騒音レベルは、計画道路敷地境界において昼間 76dB、夜間 71dB であり、環境基準値 (昼間 70dB、夜間 65dB) を超過する。 ただし、工事完了後も適切な環境保全措置 (153 頁参照) を実施することにより、自動車の走行による騒音に及ぼす影響が評価の指標を満足するよう努める。</p> <p>(2) 自動車の走行による道路交通振動レベル 開通車両の走行による振動レベルは、計画道路敷地境界において昼間 54dB、夜間 54dB であり、最大となる時間帯において予測した振動レベルは規制基準値 (第 1 種区域：昼間 60dB、夜間 55dB) を下回る。</p>

表(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
水質汚濁	<p>【工事の施行中】</p> <p>工事の施行中における水質の濁り（SS）の濃度が2mg/L以上変化する濃度域は、航路・泊地の浚渫範囲の先端部（最も沖側の位置）から100m程度とごく近傍に限られている。</p> <p>また、工事に伴う水質汚濁の影響を低減するための環境保全措置として、工事の施行中においては、床掘・浚渫工事の際に汚濁防止枠又は汚濁防止膜を使用し、濁りの拡散を防止する。</p>
土壌汚染	<p>【工事の施行中】</p> <p>施設の建設にあたっては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）第117条及び「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）第4条の規定等に基づき、土地の形質の変更に関する届出等、必要に応じて適切な措置を実施することから、計画道路周辺の土壌を汚染することはない。</p>
地盤	<p>【工事の施行中】</p> <p>掘削工事にあたっては、掘削面の安定を図るため、土留工や支保工などについて適切な工法の採用に努めることから、掘削面の変形は抑制され、地盤変形への影響は小さいと予測される。</p> <p>また、工事の施行に先立ち、既存構造物や周辺の地質等の詳細な調査を実施し、これを施工に反映させ、計画道路周辺の地盤の変形が生じないよう努める。</p> <p>【工事の完了後】</p> <p>本事業では、橋梁基礎に杭基礎を採用し、連続的に地下を遮水する構造は用いない。また、地盤沈下の主な原因となる地下水の揚水等もないことから、地盤変形への影響は小さいと予測される。</p>
水循環	<p>【工事の施行中】</p> <p>工事の施行に際し、地下水の水位に影響を与えるような地下水の揚水は行わない。橋梁下部工の基礎部の掘削にあたっては、一時的に揚水を行うが、水循環に影響を与えるような地下水の変化ではないと予測される。</p> <p>【工事の完了後】</p> <p>本事業では、橋梁基礎に杭基礎を採用し、連続的に地下を遮水する構造は用いないことから、地下水の流況に著しい影響を及ぼさず、また、工事の施行中と同様に地下水の揚水等はないことから、水循環に影響を与えるような地下水の流況の変化は小さいと予測される。</p>

表(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
生物・生態系	<p>【工事の施行中】</p> <p>(1) 建設機械の稼働（陸上）に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度、工事用車両の走行に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度</p> <p>工事の施行中は、鳥類の生息地である草地の一部が改変され、計画道路の陸域を生息地とする鳥類（ハト目、タカ目、ハヤブサ目、スズメ目）の生息域が減少することとなる。また、人為的影響が増加し、計画道路の陸域を利用する鳥類相は、現況よりも人為的な環境に適した種に偏るものと考えられる。しかし、工事に伴う影響範囲は計画道路の近傍に限られること、鳥類についてはある程度の移動能力があること、計画道路近傍には現況として、チドリ目等の好適な餌場・休息場となる浅場がほとんど存在しないこと、計画道路の周辺にも鳥類の餌場・休息場は広く存在することから、工事の施行に伴い計画道路を利用する鳥類相に及ぼす影響はわずかと考えられる。</p> <p>また、工事に伴う鳥類への影響を低減するための環境保全措置として、工事の施行中においては、工事関係者に対して、過積載の防止や制限速度の遵守、無軌道なアイトロニング禁止の徹底、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程の計画、護岸工事における汚濁防止枠又は汚濁防止膜の使用等の指導を行う。</p> <p>(2) 建設機械の稼働（海上）に伴う水生生物相の変化の内容及びその程度</p> <p>工事の施行に伴って改変される水域は、底質はシルト分、粘土分が占め、特に底生生物の生息環境である下層では夏季には溶存酸素量が3mg/L程度と低いことから、底生生物は貧弱であった。また、計画道路近傍には、既存資料調査において多くの注目される種が確認されている干潟、浅場等の水生生物の生息に適した環境はみられないことから、工事により底質が改変されても、その影響は小さいと考えられる。さらに、浚渫工事により発生する濁りは、2.0mg/L以上変化する濃度域が工事地点から100m程度までであり、水生生物の生息環境及び注目される種の生息環境への影響は小さいと考えられる。</p> <p>また、工事による水質汚濁の影響を低減するための環境保全措置として、工事の施行中においては、汚濁防止枠又は汚濁防止膜を使用し、濁りの拡散を防止する。</p>

表(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
生物・生態系	<p>【工事の完了後】</p> <p>(1) 自動車の走行に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度</p> <p>工事の完了後は、鳥類の生息地である草地の一部が消失し、計画道路の陸域を生息地とする鳥類（ハト目、タカ目、ハヤブサ目、スズメ目）の生息域が減少することとなる。また、自動車の走行に伴う排ガス、騒音・振動等の影響により計画道路の近傍は、現況よりも人為的な環境に適した種に偏るものと考えられる。しかし、自動車の走行に伴う影響範囲は計画道路の近傍に限られること、鳥類についてはある程度の移動能力があること、計画道路近傍には現況として、チドリ目等の好適な餌場・休息場となる浅場がほとんど存在しないこと、計画道路周辺にも鳥類の餌場・休息場は広く存在することから、計画道路を利用する鳥類相に及ぼす影響はわずかと考えられる。</p> <p>また、使用に伴う鳥類への影響を低減するための環境保全措置として、「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年12月22日東京都条例第216号）に基づき、関係自治体との調整を踏まえ計画道路周辺の緑化を推進する。</p>
景観	<p>【工事の完了後】</p> <p>計画道路及びその周辺は、埠頭などの港湾施設が集積し、巨大なクレーンや大型船が活動する港の景観を形成している。</p> <p>計画道路の橋梁が出現するが周辺も同様の景観構成要素が存在するため、地域景観特性に大きな変化はないと予測され、周辺の港湾施設等と一体化した新たな景観を形成すると考えられる。</p> <p>また、計画道路及びその周辺には、広大な埋立処分場を中心とした開放的な空間が形成されており、計画道路を含む中央防波堤外側埋立地及びその埋立地内の既存建築物による圧迫感は今後ともほとんどない。さらに、「東京都景観計画」に基づき、形態・意匠は臨海部の景観や周辺環境との調和を図る。</p>
廃棄物	<p>【工事の施行中】</p> <p>建設発生土の処理にあたっては、「土壌汚染対策法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、受入機関の受入基準への適合を確認した上で、適正に処分する。浚渫工事に伴い発生する浚渫土は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、新海面処分場埋立地の埋立用材として使用する。建設廃棄物の処理にあたっては、「建設リサイクル法」に基づき分別収集し、可能な限り再利用材として再利用を図るとともに、再利用が困難なものについては再資源化を図る。以上により、評価の指標に定められた事業者の責務を果たす。</p>

●東京都告示第七百四十号

平成二十六年東京都告示第三百十八号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第五条の二第三項第一号等の規定による東京都環境局での閲覧に関し、知事が別に定める日及び時間等）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 外 添 要 一

第二 三 中「都市地球環境部」を「地球環境エネルギー部に改める。

●東京都告示第七百四十一号

平成二十六年東京都告示第三百十九号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第五条の二十六第二項第一号等の規定による東京都環境局での閲覧に関し、知事が別に定める日及び時間等）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 外 添 要 一

第二 一 三 中「都市エネルギー部」を「地球環境エネルギー部に改める。

●東京都告示第七百四十二号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成二十二年東京都条例第二百五号）第八条の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の休止の届出があったので、同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 登録番号

三十七

二 登録区分

特定ガス・基準量
都内外削減量

三 登録検証機関

日本化学キューエイ株式会社

名称

四 代表者氏名

代表取締役 玉田 忠規

五 休止する検証業務の範囲

(一) 営業所名称 日本化学キューエイ株式会社 本社

(二) 営業所所在地 千代田区内幸町一丁目二番一号 日土地内幸町ビル

(三) 業務の範囲 特定ガス・基準量に係る検証業務

六 休止期間

平成二十七年三月二十八日から平成二十八年三月二十七日まで

●東京都告示第七百四十三号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五十五号）第八条の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の廃止の届出があったので、同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 登録番号

三十八

二 登録区分

特定ガス・基準量
都内外削減量
電気等環境価値保有量

三 登録検証機関

ハウスプラス確認検査株式会社

名称

四 代表者氏名 代表取締役 川股 孝志

五 廃止する検証業務の範囲

(一) 営業所名称 ハウスプラス確認検査株式会社 本社

(二) 営業所所在地 港区芝五丁目三十三番七号

(三) 業務の範囲 電気等環境価値保有量に係る検証業務

六 廃止年月日

平成二十七年三月二十日

●東京都告示第七百四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

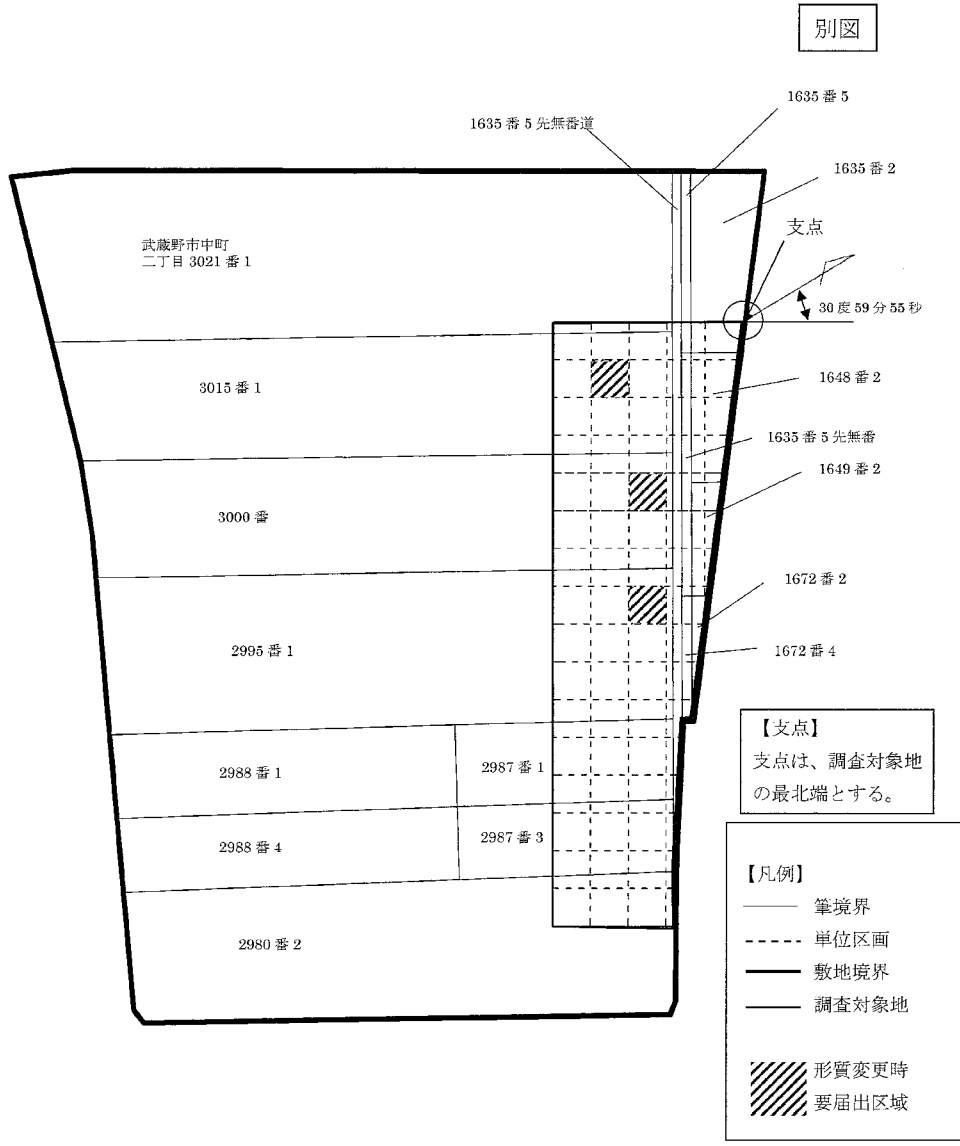
平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（武蔵野市中町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物



●東京都告示第七百四十五号

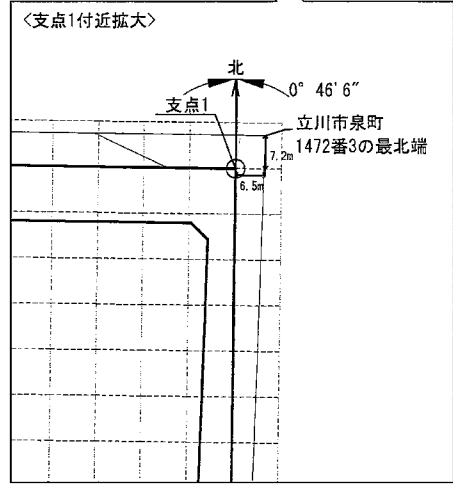
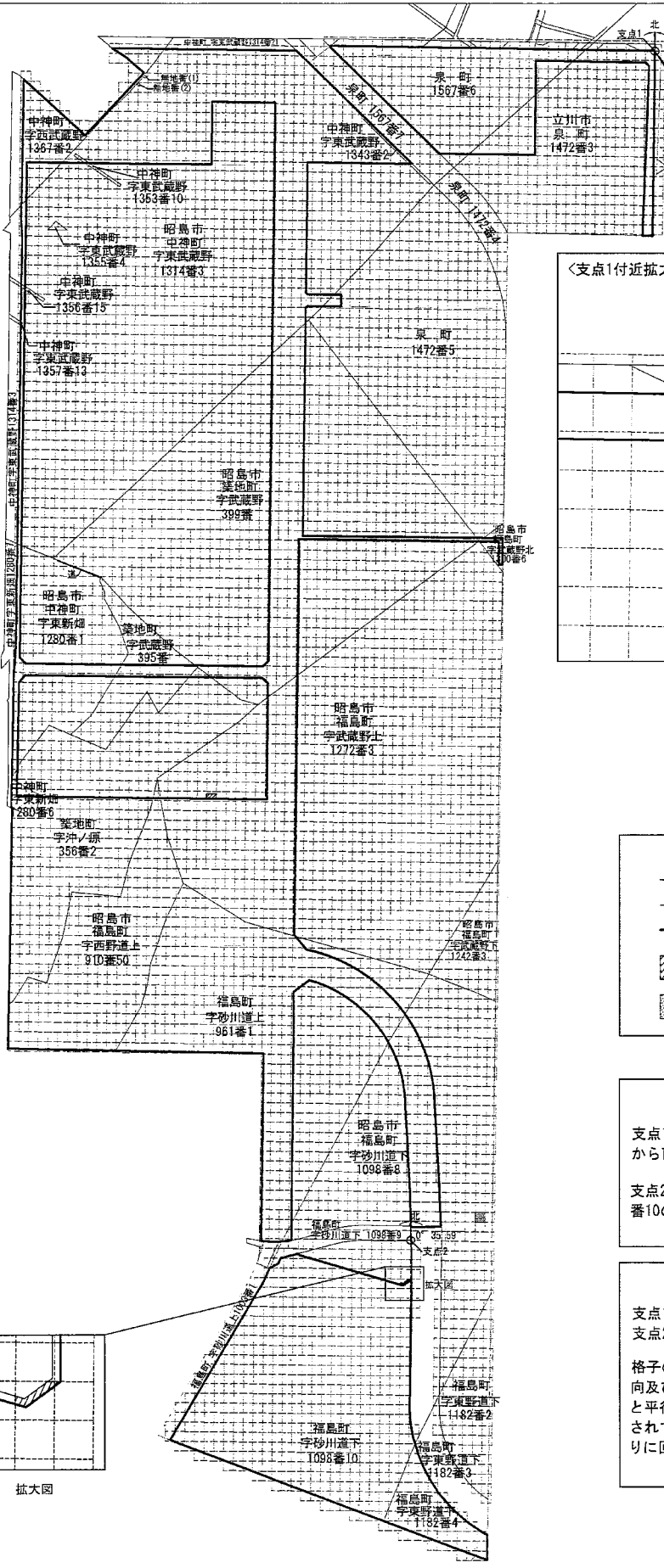
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条
第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千三百十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (昭島市福島町字砂川道下地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域
- 指定を解除する区域

支点

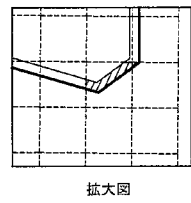
支点1は、立川市泉町1472番3の最北端から南に7.2m、西に6.5mの地点とする。

支点2は、昭島市福島町字砂川道下1098番10の最北端とする。

格子の回転角度

支点1：00度46分6秒
支点2：00度35分59秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第七百四十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第六百八十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十三日

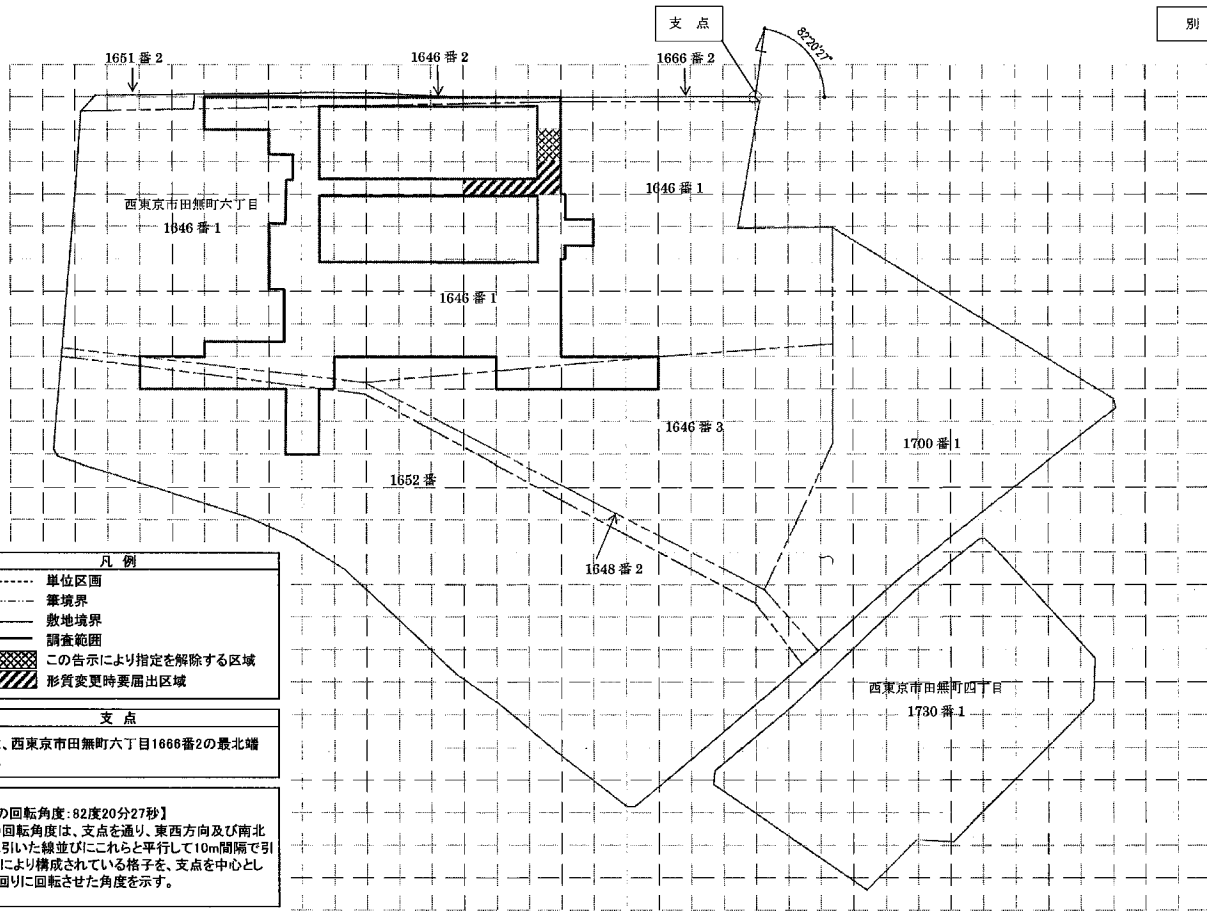
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(西東京市田無町六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



凡 例	
	単位区画
	筆境界
	敷地境界
	調査範囲
	この告示により指定を解除する区域 形状変更時要届出区域

支 点
支点は、西東京市田無町六丁目1666番2の最北端とする。

【格子の回転角度: 82度20分27秒】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百四十七号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八
条の二第一項及び第八条の三の規定に基づき、クリーニン
グ師の研修及び業務従事者に対する講習を次のように指定
する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 研修及び講習の 公益財団法人全国生活衛生営業指導
主催者の名称及 センター
び所在地 港区新橋六丁目八番二号

二 研修及び講習の 開催年月日並び
に会場の名称及 び所在地
(一) クリーニング師の研修
第一回 平成二十七年八月二十
日 株式会社日本クリーニングセン
ター
文京区後楽二丁目三番十号
第二回 平成二十七年九月十三
日 株式会社日本クリーニングセン
ター
文京区後楽二丁目三番十号
第三回 平成二十七年九月二十
七日 株式会社トヨタ東京教育センタ
立川市羽衣町一丁目三番四号
第四回(廃棄物の処理及び清掃
に関する法律に基づく特別管理
産業廃棄物管理責任者の資格を
得るための研修(以下「特管物
研修」という。)を含む。)
平成二十七年十月二十五日
株式会社日本クリーニングセン
ター

文京区後楽二丁目三番十号
第五回 平成二十七年十二月十
日 株式会社日本クリーニングセン
ター
文京区後楽二丁目三番十号
業務従事者に対する講習
第一回 平成二十七年七月二十
六日 株式会社日本クリーニングセン
ター
文京区後楽二丁目三番十号
第二回 平成二十七年八月九日
株式会社トヨタ東京教育センタ
立川市羽衣町一丁目三番四号
第三回 平成二十七年十月十五
日 株式会社日本クリーニングセン
ター
文京区後楽二丁目三番十号
第四回 平成二十七年十一月一
日 株式会社日本クリーニングセン
ター
文京区後楽二丁目三番十号
第五回 平成二十七年十一月十
五日 株式会社トヨタ東京教育センタ
立川市羽衣町一丁目三番四号
第六回 平成二十七年十一月二
十九日 株式会社日本クリーニングセン
ター
文京区後楽二丁目三番十号
クリーニング師の研修 五千元

三 受講料

(一)

文京区後楽二丁目三番十号

(二)

文京区後楽二丁目三番十号

●東京都告示第七百四十八号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九
十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師
名簿に登録した。
平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及
び業務の別

第七百九 平成二 稲城市長 竹尾 駿 牛
十五号 十七年 峰二丁目 及び家畜体
三月十 五番地 内受精卵移植
日 杜の五番 及び家畜体外
街二一三 受精卵移植の
〇三 業務

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下
「法」という。)第六条第一項(法第六条の三の規定によ
りその例によることとされる場合を含む。)の規定による
政治団体の届出があつたので、法第七条の二第一項の規定
により、その名称等を次のとおり公表する。
平成二十七年四月十三日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
次世代の党江東区議会第一支部	口廣 晴美	川上 一郎	江東区扇橋2-10-9	H27. 1. 28	○
次世代の党大田区議会第一支部	須藤 英児	須藤 慈子	大田区南馬込6-7-3	H27. 1. 28	○
次世代の党杉並区議会第三支部	栗林 寿行	佐藤 敏美	杉並区成田東1-35-7	H27. 1. 30	○
自由民主党東京都港区第三十二支部	有働 巧	佐野 久仁子	港区南青山4-8-6	H27. 1. 13	○
自由民主党東京都新宿区第二十一支部	渡邊 清人	斉藤 広之	新宿区富久町23-11	H27. 1. 27	○
自由民主党東京都墨田区第十四支部	木内 清	猪又 健一	墨田区本所2-14-3	H27. 1. 20	○
自由民主党東京都墨田区第二十七支部	坂井 香	鳥居 鋭一	墨田区東駒形2-2-4	H27. 1. 28	○
自由民主党東京都大田区第三十八支部	渡司 幸	村石 正子	大田区本羽田3-3-5	H27. 1. 28	○
自由民主党東京都中野区第二十九支部	大津 勉	金子 幾子	中野区白鷺2-12-9	H27. 1. 26	○
自由民主党東京都杉並区第三十四支部	井原 太一	森 茂	杉並区下高井戸2-10-21	H27. 1. 28	○
自由民主党東京都板橋区第三十八支部	小谷 裕二	古木 勝利	板橋区熊野町37-19	H27. 1. 9	○
自由民主党東京都練馬区第三十一支部	尾島 紘平	水田 昌宏	練馬区平和台4-8-19	H27. 1. 27	○
自由民主党東京都江戸川区第三十六支部	田島 鐵太郎	白鳥 初	江戸川区春江町2-41-12	H27. 1. 15	○
自由民主党東京都江戸川区第四十支部	鹿倉 勇	嶋村 文男	江戸川区平井7-14-19	H27. 1. 14	○

(2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類
次世代の党衆議院東京都第十二支部	田母神 俊雄	鈴木 新	港区赤坂4-5-21	H26. 11. 26	○	参議院議員

2 その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日

青木たけし後援会	青木 健	青海 俊伯	福生市熊川 2 6 7	H27. 1. 19
秋本あすかとマジカル仲間	秋本 明香	安達 幸子	国分寺市戸倉 1 - 8 - 4 3	H27. 1. 9
足立区発展!東京でいちばん かわる街へ!	市川 伯登	市川 伯登	足立区舎人 5 - 1 8 - 2 5	H27. 1. 8
集まれ!市民力支えあうコミュニティ持続可能な未来へ	西尾 三郎	内山 智子	武蔵野市緑町 1 - 4 - 4	H27. 1. 21
あなたの勇気を祝う会	岩井 祐樹	萩原 広輝	世田谷区代田 1 - 3 5 - 1 3	H27. 1. 27
あまめいし要一郎後援会	天目石 要一郎	天目石 一也	武蔵村山市大南 4 - 2 1 - 3 1	H27. 1. 6
歩み会	梶 歩美	森谷 享二	中央区日本橋堀留町 1 - 3 - 1 6	H27. 1. 26
安全、安心+活力!足立区、再起動!	市川 伯登	市川 伯登	足立区舎人 5 - 1 8 - 2 5	H27. 1. 8
池田とものり後援会	池田 友規	池田 美穂	千代田区二番町 1 1 - 1	H27. 1. 20
伊藤ひとみと碧い地球を守る会	伊藤 ひとみ	藤居 阿紀子	江戸川区東小松川 3 - 3 5 - 1 3	H27. 1. 20
伊藤まきと糸をつむぐ会	伊藤 万季	森川 礼子	世田谷区豪徳寺 1 - 2 0 - 7	H27. 1. 9
今井せいじ後援会	今井 順子	今井 誓示	渋谷区本町 6 - 3 9 - 1 3	H27. 1. 5
岩下純子を育てる会	岩下 純子	岩下 晃子	調布市染地 3 - 1	H27. 1. 9
梅本やすひろ後援会	梅本 泰寛	梅本 勉	豊島区西池袋 3 - 2 9 - 3	H27. 1. 9
おおきく前進、さらに前進!とうきょう、足立区!	市川 伯登	市川 伯登	足立区舎人 5 - 1 8 - 2 5	H27. 1. 8
大津つとむ後援会	大津 勉	大津 典子	中野区白鷺 2 - 1 2 - 9	H27. 1. 26
大野あつ子友の会	大野 厚子	岡本 伸夫	武蔵野市八幡町 4 - 4 - 6	H27. 1. 9
おぎのけんじ後援会	荻野 健司	荻野 聖絵	世田谷区上野毛 4 - 1 3 - 1 1	H27. 1. 27
奥田雅子とポレポレ倶楽部	奥田 雅子	佐々木 庸子	杉並区阿佐谷南 1 - 1 5 - 6	H27. 1. 28
小野塚あやか後援会	小野塚 礼佳	小野塚 恵理	江戸川区東葛西 7 - 1 4 - 2	H27. 1. 15
加藤たくま後援会	加藤 拓磨	早川 直子	中野区弥生町 3 - 1 5 - 2	H27. 1. 22
がんばれ豊島三代目	梅本 泰寛	梅本 勉	豊島区西池袋 3 - 2 9 - 3	H27. 1. 9
菊池あいすけ後援会	菊池 愛典	菊池 愛典	渋谷区上原 3 - 9 - 1 1	H27. 1. 27

きのしたはやとを応援する会	木下 隼	木下 素望	豊島区東池袋4-21-1	H27. 1. 26
清瀬・くらしと平和の会	阿部 洋二	鎌田 公代	清瀬市中清戸3-213-7	H27. 1. 26
区民のための中野区政実現の会	貫井 正	貫井 正	中野区上高田3-3-11	H27. 1. 9
栗原佑卓後援会	栗原 佑卓	栗原 敬太	江戸川区中央3-5-2	H27. 1. 9
小泉しんじと明日の板橋を考える会	小泉 信治	小泉 信治	板橋区上板橋1-15-21	H27. 1. 22
小出よろずや政策所	小出 直樹	渡辺 修宏	大田区大森西2-14-17	H27. 1. 30
こうとう・保守系無所属	大矢根 匠	大矢根 眞理	江東区塩浜2-7-5	H27. 1. 19
河野陽子後援会	河野 陽子	中島 恭子	目黒区碑文谷2-7-20	H27. 1. 8
小谷ゆうじ後援会	小谷 裕二	古木 勝利	板橋区熊野町37-19	H27. 1. 9
こだまかくお後援会	児玉 覚生	児玉 覚生	世田谷区弦巻2-30-20	H27. 1. 19
小山ひな子を育てる会	小山 日奈子	小山 日奈子	世田谷区深沢5-4-11	H27. 1. 19
坂井こうじを応援する会	宮内 基壯	坂井 宏爾	世田谷区三軒茶屋2-6-2	H27. 1. 14
さくらと花水木	吉沼 徳人	田野辺 孝雄	三鷹市上連雀9-21-13	H27. 1. 5
笹岡ゆうこ後援会	小山 桂子	笹岡 裕子	武蔵野市吉祥寺北町3-2-35	H27. 1. 29
佐藤こうじ後援会	青柳 長治	佐藤 弥生	福生市本町79	H27. 1. 5
澤井慧後援会	澤井 慧	米山 由香	調布市布田1-1-1	H27. 1. 15
塩見孝也と銀河の会	塩見 孝也	塩見 孝也	清瀬市下清戸4-419-14	H27. 1. 14
至誠無我の会	西村 修	西村 世津子	文京区大塚5-28-10	H27. 1. 30
自治市民21	嶋崎 英治	嶋崎 公代	三鷹市新川5-18-11	H27. 1. 6
自治政策研究所	深谷 光得	深谷 洋子	世田谷区松原6-1-10	H27. 1. 20
七戸じゅんサポーターズクラブ	七戸 淳	七戸 芳子	港区赤坂7-7-7	H27. 1. 21
志傳会	田口 善久	田口 善久	大田区千鳥2-6-23	H27. 1. 27
昭然会	花澤 昭信	渡邊 義輝	荒川区南千住6-59-8	H27. 1. 9

政輝会	渡邊 義輝	花澤 昭信	板橋区徳丸3-38-13	H27. 1. 9
関口ひろしと「平和・自由・人権」を推進する市民の会	関口 博	関口 美樹	国立市東2-13-22	H27. 1. 9
timespot 政治カフェ	児玉 覚生	児玉 覚生	世田谷区弦巻2-30-20	H27. 1. 19
高津みどり後援会	高津 みどり	田村 憲一	府中市美好町2-27-10	H27. 1. 22
田中みち子と笑顔を贈る会	田中 康子	森川 礼子	世田谷区豪徳寺1-20-7	H27. 1. 9
楽しい武蔵野研究会	樋口 稔	樋口 稔	武蔵野市吉祥寺東町3-4-5	H27. 1. 27
地域と暮らしをつなぐ会	田中 敏之	田中 愛	文京区湯島3-20-4	H27. 1. 28
チーム中央区子育て世代の会	佐藤 隆	藤間 君代子	中央区日本橋富沢町3-7	H27. 1. 8
地方創生懇話会	福榮 健一	佐野 昇平	中央区晴海1-6-6	H27. 1. 27
ちゃんと変えよう!東村山	佐藤 真和	井村 孝志	東村山市廻田町2-21-13	H27. 1. 7
中央区のために行動する会	松浦 建二	松浦 真弓	中央区日本橋茅場町2-17-6	H27. 1. 15
中川みあ後援会	中川 美波	中川 一枝	中野区新井1-1-16	H27. 1. 8
長澤こうすけ後援会	菅原 税	吉岡 恭平	足立区青井3-32-13	H27. 1. 23
仲間を守る会	松井 理悦	松井 雄作	豊島区高田3-7-19	H27. 1. 30
南雲由子と未来をつくる会	南雲 由子	和田 恭輔	板橋区蓮根2-27-11	H27. 1. 8
ナンバーワン台東	中山 義活	山崎 泰	台東区浅草1-1-7	H27. 1. 30
2100年の杉並を考える会	土田 三盛	土田 三盛	杉並区堀ノ内2-31-14	H27. 1. 5
日本の文化と伝統を守る会	内野 大三郎	内野 裕子	中野区中野2-7-12	H27. 1. 16
日本を愛し中央区を守る会	太田 太	太田 沙里	中央区佃2-2-11	H27. 1. 19
練馬未来政経研究会	石山 肇	石山 肇	練馬区豊玉北3-13-4	H27. 1. 13
八王子地域包括ケア研究会 大道甲喜後援会	大道 甲喜	大道 ジュヌヴィエヴ	八王子市東浅川町535-13	H27. 1. 15
はねだ福代励ます会	羽田 福代	今 和男	墨田区墨田5-29-2	H27. 1. 5
馬場ヤスタカ後援会	馬場 保孝	馬場 正人	多摩市一ノ宮4-1-14	H27. 1. 27